

【保育にあたれない要件一覧】

※下記の要件に該当しない場合、本助成金の対象外となります。

保育事由	補助対象期間
就労（外勤）	保育を必要とする期間 ※月 120 時間以上の利用契約に見合った就労時間（通勤時間を含む）が必要です。
就労（自営）	※保護者が育児休業中で当該児童を預ける場合、翌月 1 日までに復職が必要です。 当該児童における育児休業中の場合、 <u>本助成金の補助対象外</u> となります。
求職活動	3か月間のみ補助対象（4か月目以降は補助対象外） ※期間終了後、再度継続して求職活動要件を適用することはできません。
妊娠・出産	出産月を挟む前後概ね2か月の計5か月間のみ補助対象 （多胎出産の場合は出産前概ね4か月・出産後概ね2か月の計7か月）
疾病・障害	保育を必要とする期間 ※保護者本人に疾病、傷病、心身障害があるため、児童の保育にあたることができない場合に対象。
就学	保育を必要とする期間 ※就学又は職業訓練により、月 120 時間以上の利用契約に見合った時間、児童の保育にあたることができない場合に対象。
同居の親族の 看護・介護	保育を必要とする期間 ※月 120 時間以上の利用契約に見合った時間、児童の保育にあたることができない場合に対象。